

特集

だれもが安心して

暮らせるまちづくり

「障がいのある方の自立と社会参加」

障がいのある方が、その能力や適性に応じ、自立した生活を送ることができるよう支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するための仕組みとして、平成18年4月から『障害者自立支援法』が施行されています。今月号では、『障害者自立支援法』によるさまざまな障がい福祉サービスのうち、『就労継続支援サービス』についてお知らせします。

誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて



「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」。これは、子どもからお年寄りまで年齢を問わず、また障がいの有無に関わらず、すべての皆さんの願いです。

しかしながら、障がい者を取り巻く社会環境は、障がい者に対する誤解や偏見、行動の妨げになる施設の構造、就労や社会参加の機会が少ななどのさまざまな課題があります。「病気や交通事故で後遺症が残る」

「子どもに障がいがあることが判明する」など、障がいは誰にでも起こり得るものです。

これらの課題を解消し、障がい者の自立と社会参加を推進していくことが、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現につながります。

障がい者の自立に向けて



障がい福祉で言う障がいとは、『身体障がい』『知的障がい』『精神障がい』の3つに大きく分けられます。

これまでの障がい福祉サービスでは、障がい種別ごとに異なる法律に基づき、主に施設への入所や病院への入院といった施策に重点が置かれていました。

このような中、平成15年に支援費制度が、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい者に対する福祉サービスは、障がいの種別を問わず、行政による措置から、利用者が必要なサービスを自ら選択し、事業者と契約する利用者本位の施策に転換されました。

これを契機に、障がい者が施設や病院、自宅での生活から地域生活へ移行することや、就労することへの支援が積極的に進んでいます。

就労継続支援とは



障害者自立支援法に基づくサービスの一つで、一般企業などでの就労が困難な障がい者に働く場の提供や生産活動、そのほかの活動の機会の提供、知識・能力の向上のために必

要な訓練を行うものです。

この事業には、A型とB型の2種類の形態があります。

A型事業所では雇用契約に基づく就労を、B型事業所では雇用契約によらずに就労します。

市内の就労継続支援施設



市内には、就労継続支援施設（B型）の事業を行っている事業所として、『障がい者就労継続支援施設月とらいおん』と『多機能型事業所ピアチェーレ』、障がい者が通所し、生産活動の機会の提供を行っている地域活動支援センターとして、『特定非営利法人活動革工房瑞樹』と『小規模通所授産施設すずかけ作業所』があります。

この4施設のうち、就労継続支援（B型）事業所として運営している『就労継続支援施設月とらいおん』と『多機能型事業所ピアチェーレ』の概要や一日の過ごし方などについてご紹介します。